

浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第001号

浜松ウォーターシンフォニー株式会社(以下、HWSとする)の業務委託について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、浜松ウォーターシンフォニー株式会社一般競争入札要領に基づき公告する。

2026年 7月13日

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 熊谷 眞純

— 記 —

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 令和8年度西遠浄化センター建築電気設備改築工事その2に伴う設計業務委託
- (2) 委託箇所 浜松市中央区松島町地内 西遠浄化センター
- (3) 委託概要 本工事は、汚泥処理棟(増設部)に設置されている建築付帯の電気設備の改築工事に伴う設計業務委託である。
- (4) 履行期間 契約締結日から5ヵ月まで

2 問い合わせ先

- (1) 入札・契約部署:施設工事部
- (2) 連絡先:shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp
- (3) 担当者:左居 宗泰

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

制限付き一般競争入札に参加する者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) HWSは、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - イ) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) HWSは、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - イ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ) 監督又は検査の実施に当たり監督員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト) HWSが実施する見積依頼に対して、正当な理由がなく未回答であったとき。
- (3) 管理技術者及び照査技術者を配置できる者であることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、管理技術者及び照査技術者については、以下のいずれかの資格を有する者であること。
 - イ) 技術士法に基づく技術士(総合技術監理部門(上下水道一般及び下水道)又は上下水道部門(下水道))
 - ロ) 社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM(下水道)
 - ハ) 建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士
- (4) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中でないこと。

- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。))でないこと。
 - (8) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。))でないこと。(建設工事の場合に限る。)
 - イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ロ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ハ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - (9) 浜松市の、令和7・8年度における建設関係コンサルタントの建設工事関連業務委託入札参加の認定を受けている者であること。
 - (10) 浜松市内に主たる営業所を有するもの。
 - (11) 平成28年度以降に業務が完了した2,000千円以上の公共施設の建築設備、電気設備、機械設備の新設、改築又は更新工事の設計業務委託を、元請けとして履行した実績を有していること。
- 4 制限付一般競争入札参加資格の確認および提出資料
- (1) この入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を別記1の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認結果は随時通知書を電送し通知する。
 - (2) 参加資格がないと認められた者は、HWSに対し別記1の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
 - (3) 参加資格がないと認められた者及び別記1の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
 - (4) 次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、イ)からヘ)までの順に整えて提出すること。
 - イ) 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ロ) 配置予定技術者調書
 - (イ) 予定技術者ごとに作成すること。
 - (ロ) 技術者の所属する法人名で記載すること。
 - (ハ) 免許、資格等の写しを添付すること。
 - (二) 管理技術者、照査技術者の要件を満たすことが確認できる資料を添付すること。
 - (ホ) 技術者の雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

ハ) 施工実績調書

(イ) 竣工が2016年4月1日以降のものを1件記載すること。

(ロ) 該当する工事の契約書及び内容が分かる書類(特記仕様書等)の写しを添付すること。

ニ) 建設コンサルタント登録通知書の写し

ホ) 欠格事項に該当しないことの誓約書

5 契約書案、入札心得及び設計書等について

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記1の3により送付する。

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記1の4により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間、浜松ウォーターシンフォニーホームページにおいて閲覧に供する。

6 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記1の5により執行する。

7 入札方法等

(1) 入札書類は書留郵便または持参とし封書にて提出すること。

(2) 代理人が持参し提出する場合には、委任状を提出すること。

(3) 入札書類には、当該入札の参加資格があると確認した旨の通知書を同封すること。

(4) (3)の文書を同封しない者の入札は認めない。

(5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、1の表の予定価格欄に金額の記載があるものにあつては、1回とする。

8 調査基準価格及び最低制限価格

(1) この制限付一般競争入札は、調査基準価格を設定しない。(以下(2)~(4)は適用外とする。)

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、以下に示す低入札価格調査に協力すること。

イ) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項

ロ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項

ハ) 経営状態に関する事項

ニ) その他落札の決定に必要な事項

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

イ) 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者(監理技術者)を置かなければなら

ない場合にあつては、主任技術者(監理技術者)と同等以上の資格を有する者 1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

ロ) 補助技術者は、主任技術者(監理技術者)の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ハ) 現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

ニ) 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

(5) この制限付一般競争入札は、最低制限価格を設定する。

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 契約保証金

この一般競争入札は、契約保証金を免除する。

11 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ) 入札保証金を納付しないもの又は入札保証金が規定の額に不足するもの(必要な場合)

ロ) 入札事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの

ハ) 入札者の記名押印のないもの

ニ) 委任状のない代理人がしたもの

ホ) 2 以上の入札者の代理人となって入札したもの

ヘ) 同一事項について同一人の名をもって同時に 2 以上の入札をしたもの

ト) 入札に際して不正の行為があったと認められるもの

チ) 特に指定した条件に違反したもの

リ) その他入札参加者の資格を具備しないもの

ヌ) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札

ル) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札

ヲ) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後落札決定までの間に「3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」で規定する参加資格を失った者のした入札

ワ) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

(イ) 人的関係

(i) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監

査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。) 又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

- (ii) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ロ) その他の関係

上記(イ)と同視しうる人的関係があると認められる場合

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

- (2) 入札者が不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、その入札者の全員がした入札を無効とする。
- (3) 前 (2) 項の規定による入札の無効は、HWSが決定する。この場合において入札者はその決定に対して異議を申し立てることができない。

12 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に土・日・祝日及びHWSが定める休日(年末年始12月29日～1月3日・創立記念日5月12日)があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- 13 第1項に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、第1項に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [無]

別 記 1

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 必要と認める書類を期間内に郵送または持参により提出
- (2) 受付期間 2026年 7月14日(火)から2026年年 7月27日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松ウォーターシンフォニー株式会社(以下「HWS」とする)施設工事事部
- (4) 住所 静岡県浜松市中央区松島町2552番地の1 西遠浄化センター
- (5) 連絡先 shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp
- (6) 様式 HWSが定める様式とする。
- (7) その他 申請書受付後随時、一般競争入札参加資格確認通知書をHWSより電送にて送付する。

2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 郵送または電送にて提出すること。
- (2) 提出期限 2026年 8月 4日(火) 午後9時から午後4時まで
- (3) 提出先 1. に示す連絡先。
- (4) その他 HWSは説明を求めたものに対し、2026年 8月 6日(木)までに書面により回答する

3 設計図書等の送付

- (1) 送付期間 2026年 7月13日(月)から2026年 8月 6日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後4時まで
- (2) 送付方法 担当者へ送付依頼の旨連絡のこと、その後電送もしくは郵送による
- (3) 連絡先 shisetsu.koji@hw-symphony.co.jp
- (4) 担当者 左居 宗泰

4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 郵送又は電送にて提出すること。
- (2) 受付期間 2026年 7月14日(月)から2026年 7月29日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松ウォーターシンフォニー株式会社

5 入札執行日時等

- (1) 日時 2026年 8月 7日(金)16:00
- (2) 場所 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
- (3) その他
 - ア 入札書類は郵送または持参とし封書にて入札執行日時までに提出すること。
 - イ 入札書類には、当該入札の参加資格があると確認した旨の通知書を同封すること。
 - ウ 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を同封すること。
 - エ 代理人が持参し提出する場合には、委任状を提出すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

【単体企業申請用】

公告番号	001	公告年月日	2026年7月13日
業 務 名	令和8年度西遠浄化センター建築電気設備改築工事その2に伴う設計業務委託		
業務委託場所	浜松市中央区松島町2552番地の1 西遠浄化センター		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松ウォーターシンフォニー株式会社公告第001号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 熊谷 眞純

住所又は所在地
代表者 商号又は名称
代表者氏名

印

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

名称

氏名 様

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表取締役 熊谷 眞純

先に申請のあった本浜松ウォーターシンフォニー株式会社発注の建設工事に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号	001		公告年月日	2026年7月13日
業 務 名	令和8年度西遠浄化センター建築電気設備改築工事その2に伴う設計業務委託			
参加資格の有無	有 無	無の 理由		

なお、参加資格が「無」と通知された方は、浜松ウォーターシンフォニー株式会社代表取締役に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、2026年8月4日（火）までに浜松ウォーターシンフォニー株式会社へその旨を記載した文書を提出して下さい。